

<都道府県からの住生活基本計画(全国計画)変更(素案)に対する主な御意見及びこれに対する考え方>

参考資料 3

※計19の団体より、56件の御意見をいただきました。
 ※同趣旨の御意見はまとめて掲載しております。

整理番号	素案の意見関係箇所(項目)	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第1(1)	「地方公共団体は、地域の住生活や住宅市場の実情を把握し…」とあるが、具体的にどのような実態把握を想定されているのか。	地域の人口・世帯構成、住宅地の災害リスク、空き家の数やその位置、住宅ストックの質、需給のひっ迫状態や住宅価格等を想定して記載しております。
2	第1(1)	和暦と西暦の表記を統一又は併記してはどうか。	御指摘等を踏まえ、本文中において、原則、西暦と和暦を併記するように修正いたしました。ただし、「2050年に目指す住生活の姿」や「2000年の住宅の品質確保の促進等に関する法律」のように、西暦の数字を強調したい箇所については、引き続き、西暦のみで記載することとしております。
3	第1(1)	一般の方にも伝わりやすくするため、「市場における選択を原則としつつ外部性等にも配慮して」の記載について、例えば、『市場における消費者の選択を原則としつつ、外部性(住宅市場への活動が直接的な取引の関係にはない第三者に及ぼす影響)等にも配慮して』などと補足するのが適切ではないか。	本記載における、「市場における選択」の主体は消費者に限るものではなく、また、「外部性等」には、外部性のほか、情報の非対称性や公共財の問題等も含意して記載しているところです。この点、「外部性」のみに注釈を付すと、バランスを崩すこととなります。なお、当該部分は、住宅地地審議会の2000年答申『21世紀の豊かな生活を支える住宅・宅地政策について』における記載を引用しており、当時の基本スタンスから変更はないことを示す意味でも、原案のとおりとさせていただきます。
4	第1(1)	一般の方にも伝わりやすくするため、「Well-being」について、補足的な説明があった方が望ましいのではないか。	御指摘を踏まえ、「国民それぞれの暮らし・住まいのWell-beingを満たす(多様なライフスタイルに応じた住生活の幸福度を高める)政策を本格的に推進する」と、括弧で補足する形で修正いたしました。
5	第1(1) 等	2050年までに、地方の衰退や温暖化等がより顕著になることが容易に推測できるが、それらに関する記載がないため明記するべきではないか。	2050年の住生活の姿を描くに当たっては、都市・地方にかかわらず人口・世帯が全国的に縮小局面になっていくことを前提に、特段都市部と地方部とを区別することはしておらず、我が国全体の記述として、第1のパートでは「総人口が減少」「生産年齢人口の減少が一段と加速」「これまでの官民投資によりインフラ・居住環境の整った既成住宅地で空き家を未活用のまま放置する社会的な機会損失」などと記載しております。気候変動の問題については、第2目標10にて、「2050年カーボンニュートラルが実現される」ことを目標に掲げており、原案のとおりとさせていただきます。
6	第1(1) 第3(1) 等	外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議での議論等も踏まえ、外国人に関する記載を検討いただきたい。	令和8年1月23日、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議において「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を取りまとめました。本素案においては、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、第2目標8に「地域で多様な世代が支え合う地域共生社会の実現や増加する外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた、住宅地・住宅団地等における良好なコミュニティ形成等に関する地域への支援等の検討」と記載しております。また、第4に、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策を総合的に推進する旨を追記いたしました。計画の推進に当たっては、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等に基づき、適切に対応して参ります。

整理番号	素案の意見関係箇所(項目)	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
7	第1(2)	「高齢者を含む単身世帯が・・・4割超」とあるが、高齢者の単身世帯が4割越えであるのか、単身世帯が4割越えであるのかが不明である。前者であれば、『高齢者の単身世帯』が適切ではないか。	例えば、20代の大学生の方が一人で住まわれているケース等も含めた、すべての単身世帯の割合が全家族類型別割合の中で4割を超える、という意味で記載しております。この単身世帯の割合増加の主な要因の1つとして、高齢者の単身世帯が増加していることが挙げられるため、「高齢者を含む単身世帯が・・・」との記載については、原案のとおりとさせていただきます。
8	第2(1)	「多世代間の交流」について、具体的な手法としてはどのようなものが想定されているか。	目標1における「独立行政法人都市再生機構(UR)の賃貸住宅等の住宅団地における、医療・福祉施設等の生活拠点の充実、福祉と連携した居住支援体制の整備、若年層も含めたエリア内及び周辺の居住者との交流の場と機会の創出」や目標2における「空き家や公営住宅等の空き住戸、共同施設の有効活用による若年・子育て世帯への住まい・生活サービスの提供、及び住宅団地等において若年単身世帯等も希望に応じて多様なつながりを持てるような環境整備の推進」など、団地等におけるソフト対策も含めた交流機会の確保に資する施策を想定しています。
9	第1(2)	「これまでの官民投資によりインフラ・居住環境の整った既成住宅地で空き家を未活用のまま放置する社会的な機会損失を回避すること」と「住宅地の持続可能性及び良好な住環境の形成等に配慮すること」が並列で記載されているが、後段が主たる方針で、前段がその手段であると思われ、例えば、後段を目的として、前段の手法を執るという流れで記載するのが適切ではないか。	比較的利便性の高い既存住宅地において発生する相続住宅等を子育て世帯等への住まいとして供給されるようにするため、枠組みの整備が必要であると同時に、 ・空き家を放置して良い立地を無駄にするという社会的損失を回避すること ・住宅地の持続可能性及び良好な住環境の形成等に配慮すること のそれぞれが重要であると記載しているものです。 後段は、インフラの整っていない郊外部よりもインフラの整った地域を選ぶこと、周辺環境に配慮した形態の住宅とすること等を含むものです。 御指摘の2点は並列であり、原案のとおりとさせていただきます。
10	第1(2)	「専門技術者・技能者のみでは・・・のニーズに十分に対応できないことが想定される。そのため、限りある専門技術者・技能者による・・・」との記載について、「そのため」を「これらのニーズに対応するためには」に修正する方が、前段の内容の解消に向けて後段を実施するとの意図が伝わるのではないか。	御指摘を踏まえ、下記のとおり修正いたしました。 2050年までの生産年齢人口の減少等に伴う専門技術者・技能者の減少を踏まえると、専門技術者・技能者のみでは新築及びリフォーム並びに維持管理のニーズに十分に対応できないことが想定される。これらのニーズに持続的に応えていくためには、限りある専門技術者・技能者による質の高い住宅の新築及びリフォームと、幅広い担い手による住まいの適切な維持管理が継続的に実施される体制の構築が不可欠であることから、専門技術者・技能者の確保・育成、居住者の住生活リテラシーの向上等に資する情報提供や相談体制の整備、消費者保護の確保等を推進する。
11	第1(2)	一般の方にも伝わりやすくするため、「住生活リテラシー」について、補足的な説明があった方が望ましいのではないか。	国土交通省においては、「住生活リテラシー(住まいのリテラシー)」に関する情報発信をHPでも行っており、こちらでも住生活リテラシーの説明を記載しております。 御指摘を踏まえて用語集を作成し、国土交通省ウェブサイトにて公表することとします。 参考:住まりテ https://www.mlit.go.jp/sumai_literacy_pf/
12	第2(1) 目標1	一般の方にも伝わりやすくするため、「健全なリースバック」について、補足的な説明があった方が望ましいのではないか。	御指摘を踏まえ、「当事者の十分な理解の下で行われる健全なリースバック」に修正いたしました。 また、「リバースモーゲージ」及び「リースバック」を含む、用語集を作成し、国土交通省ウェブサイトにて公表することとします。

整理番号	素案の意見関係箇所(項目)	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
13	第2(1)目標1 第2(1)目標3 別紙1 別紙3	「セーフティネット住宅」と「セーフティネット登録住宅」という記載を統一したほうが良いのではないかと。	御指摘を踏まえ、「セーフティネット登録住宅」に統一いたしました。
14	第2(1)目標1 第2(1)目標3	複数の福祉関係者から、地域密着でない業者が低質な介護サービスを提供しているとの指摘が福祉部局に寄せられている。「質の高い」サービス付き高齢者向け住宅の普及促進を目指すことが望ましく、サービス付き高齢者向け住宅の普及促進の記述に、質的向上につながる記述を検討されたい。	御意見の趣旨については、目標1の基本的な施策における住宅の整備にて「高齢者向けの良質な住まいの整備促進」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。
15	第2(1)目標3	現場からは居住支援中の方の情報がなく、円滑な支援の支障となることがあるとの意見があり、個人情報保護関連に特例を設けるなど、居住支援法人に対し、個人情報の提供が行われるような仕組みの導入について追記してほしい。	御意見の趣旨については、目標3の基本的な施策において「居住者の状況に「気づき」、建築・不動産関係や介護・福祉分野の専門家等に「つなぐ」ため、その役割を担う居住支援法人等の人材の育成及び関係者の連携体制の整備」と記載しており、頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討して参ります。
16	第2(1)目標3	「大家が、入居後に…できる民間賃貸住宅市場の環境整備」とあるが、孤独死による残置物などの課題は、民間賃貸住宅のみならず、公営住宅においても課題であることから、管理の制度設定と法改正及び財政支援の推進について位置付けていただきたい	昨年6月に国土交通省から各自治体に対し、通知「公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応について」を发出しており、同意書・契約書の様式等と併せて事業主体の取り得る手法を提示しております。まずはこれに基づき、各自治体でも入居者の理解を得ながら取組を進めていただきたいと考えております。
17	第2(1)目標3	NPO等の居住支援団体が居住支援協議会の構成団体となっている場合があるため、「不動産や福祉関係の事業者及び団体、居住支援法人等」を「不動産や福祉関係の事業者及び団体、居住支援団体、居住支援法人等」に修正されたい。	「等」に、NPO等の居住支援団体が含まれているため、原案のとおりとさせていただきます。
18	第2(1)目標3	市区町村への居住支援協議会の設置促進に向けた働きかけに留まらず、設置や効果的な運営への支援についても明確に位置付けられたい。	目標3において、「市区町村居住支援協議会の設置並びに効果的な運営の推進による地域の総合的かつ包括的な居住支援体制の整備」と位置付けており、原案のとおりとさせていただきます。
19	第2(1)目標4	「相続空き家の活用」や「多様な世帯が居住しやすい住環境」との関連性が不明瞭である。	比較的利便性の高い既存住宅地において、今後、相続住宅が大量に発生することが見込まれます。こうした相続住宅を空き家化させず、若年・子育て世帯をはじめとする多様な世帯にとつての住宅や、子育て支援施設等として活用していくことで、「相続空き家の活用」による「多様な世帯が居住しやすい住環境の整備」を推進していくと述べているものです。
20	第2(1)目標4	「都市部を中心に」とあるが、地方部においても所得水準に対する相対的な住宅コストは上昇していると考えられ、良質でアフォーダブルな住宅の供給は課題となっており、具体的な施策にあたっては、地方部への適用も含むよう配慮すること。	「アフォーダブルな価格で購入・賃借できる良質な住まいの供給の推進」に関して、具体的な施策を実施するに当たっては、必ずしも都市部のみを対象とすることを前提とせず、政策目的やその時々市場動向等を踏まえ、効果的な施策となるよう、適切に検討して参ります。

整理番号	素案の意見関係箇所(項目)	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
21	第2(1) 目標4	「公営住宅等の公的賃貸住宅の空き住戸の活用の促進」について、「促進」だけではなかなか解消しないと思われるため、具体的な施策展開に際し、「促進への支援」としていただきたい。	「空き住戸の活用の促進」は、具体的な施策展開に資する国の取組に言及するものです。これまでの取組として、例えば、目的外使用の手続緩和等を行っているところであり、原案のとおりとさせていただきます。
22	第2(1) 目標4	“アフォーダブル”には“価格”のニュアンスが含まれているものと思われるところ、「アフォーダブルな価格で購入・賃借できる良質な住まい」について、重ね言葉のように思っているのではないかと。	価格の文脈で使用される用語ではありませんが、英語では“affordable price”(手ごろな値段)のように、「価格」という単語を修飾する語として使用されることもあるところ、必ずしも「アフォーダブルな価格」が重ね言葉になっているわけではないと考えており、原案のとおりとさせていただきます。
23	第2(1) 目標4	離島地域等における賃貸住宅の供給や住宅取得支援策について、地域優良賃貸住宅制度の補助率の嵩上げ、住宅の新設・リフォームに対する補助、離島での施工に適した工法の開発・普及支援等を基本的な施策に盛り込んでいただきたい。	本計画が全国計画であることから、特定の地域を念頭にした個々の施策について言及することはなじまないと考えており、原案のとおりとさせていただきます。一方で、御指摘のような個々の施策・制度の中では、様々な地域特性があることに配慮して検討・実施して参ります。
24	「住まうヒト」の視点に関する指標	指標の「高齢者向けの住宅の供給数」の現状値及び目標値について、「サービス付き高齢者向け住宅」や「居住サポート住宅」などの住宅ごとの内訳があれば、ご教示いただきたい。	各指標の設定の考え方や算出根拠については、都道府県計画の策定の参考とすることができるよう、全国計画の閣議決定後、各都道府県宛て情報提供させていただく予定です。
25	「住まうヒト」の視点に関する指標	「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を指標とする考え方をご教示いただきたい。	この指標については、現行計画に引き続き設定している指標になりますが、令和7(2025)年10月施行の改正セーフティネット法において、地方公共団体による居住支援協議会の設立が努力義務化されたことを受け、ほぼ全ての人口に対して提供されることを目指すものとして、目標値については約9割を設定いたしました。なお、各指標の設定の考え方や算出根拠については、都道府県計画の策定の参考とすることができるよう、全国計画の閣議決定後、各都道府県宛て情報提供させていただく予定です。
26	第2(2) 目標5	「2050年に目指す住生活の姿」として、「設置が合理的な住宅には太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的になる」旨を追記していただきたい。	2050年に目指す住生活の姿としては、住宅を構成する個別の要素である特定の設備の1つである太陽光発電設備等に限定するのではなく、あらゆる手段を通じてカーボンニュートラル実現を目指す方向性を示すことが重要であると考えており、目標10の2050年に目指す住生活の姿において「住生活産業におけるライフサイクルカーボン(建築物の建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じたCO2等排出量)の削減やサーキュラーエコノミー(循環経済)への移行等が進み、2050年カーボンニュートラルが実現される」と記載しているところであり、原案のとおりとさせていただきます。また、太陽光発電設備等の再エネ活用を含めた全体として住宅におけるエネルギー使用の合理化を図っていくことは重要であると考えており、住宅性能水準(別紙1)において「自然エネルギーの利用、断熱性能の向上やエネルギー効率の高い設備機器の使用など、エネルギーの使用の合理化(略)」について、適切な水準を確保する」と記載しているところですが、趣旨を明確化する観点から「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」に修正いたしました。

整理番号	素案の意見関係箇所(項目)	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
27	第2(2) 目標5	「居住者の住まい方の実態に即した、一定の性能向上を伴う部分的なリフォームの普及」とあるが、国において、住まい方に応じた部分的なリフォームの事例等を示すのか。	住宅ストックの性能向上には住戸全体のリフォームが必要なケースが多いと考えられるものの、それを求めることがストックの活用や居住者の住まい方に適さないケースがあることも念頭に、御指摘の箇所では、部分的なリフォームを普及させることについて記載しております。具体的にどのような部分的なリフォームが可能であるかについては、個々の施策・制度等において示して参ります。
28	第2(2) 目標7	「解体費用をかけたくない」との理由から空き家のまま所有する方が多いが、その後所有者不明になると代執行等による費用負担が発生してしまう。既存住宅を活用しつつ、最終的には解体されることを見据え、住宅取得時に解体費相当額を預託や積立をするような仕組みの導入について追記してほしい。	個人の財産である住宅の解体・除却については、所有者の負担において行うことが原則であり、また、所有者による空き家の自発的な除却等がなされることが望ましいと考えております。本計画案においても、目標7に基本的な施策として、空き家の発生予防や除却等が自発的に行われるための機運醸成、環境整備を位置付けております。御提案の「住宅取得時に解体費相当額を預託や積立をするような仕組み」については、住宅ローン減税をはじめとする住宅取得者の初期負担を軽減し、住宅取得を促進する諸施策との整合性等も考慮して検討する必要があると考えております。引き続き、空き家の除却等の促進や費用負担のあり方については、御提案の仕組みも含め、検討を続けて参ります。
29	第2(2) 目標7	「新築・住替え時における従前住宅の除却等の促進に向けた支援」とあるが、補助メニュー等の創設を検討のか。その場合、「従前住宅」とは、「空き家予備軍」も含むのか。また、「旧耐震基準で建てられた住宅に限る」等の制限はないのか。	既に一部の補助メニューにおいて、一定の従前住宅の除却を実施した場合に補助金額のかさ上げを行っている例があり、このような施策を普及させることなどを念頭に記載しております。御指摘の「従前住宅」の範囲については、個々の施策の目的に応じて個別に検討されるものと考えており、全国計画としては原案のとおりとさせていただきます。
30	第2(2) 目標7	公営住宅の適正管理には、維持管理と併せて集約における除却も計画的に進めていく必要があり、「高経年の公営住宅の老朽化対策【及び集約・除却】を含む、住宅団地における建替え・リフォームの推進」と修正いただきたい。	高経年の公営住宅を、建替え・リフォームするか、集約、除却するかについては、別紙3のとおり、区域内の供給量の目標の設定に基づき、各自治体の判断のもと実施されるべきものであり、いずれも「老朽化対策」の手法と考えられることから、全国計画としては原案のとおりとさせていただきます。
31	第2(2) 目標7	今後、タワーマンションも含めた分譲マンションのストックの高経年化が更に進むことから、分譲マンションについて、除却の促進の必要性についてより明確に位置づけられたい。	御指摘を踏まえ、マンションの除却もより読みやすくなるよう、目標7の基本的な施策のうち、マンションに関連する記載について、以下のとおり修正いたしました。 (マンションの維持管理・再生等の円滑化) ○マンションの長寿命化に向けた計画的な維持管理の推進、地域に外部不経済を与える老朽化マンションの再生等の更なる円滑化 ・改正マンション関係法の円滑な施行を通じた・・・管理組合や地方公共団体等が行う管理適正化・再生等に向けた取組への支援
32	第2(2) 目標7	住宅団地における建替え・リフォームの推進だけでなく、用途廃止を含めたストックの再編整備による将来戸数の適正化や良質なストック形成を進める必要性を示されたい。	高経年の公営住宅を、建替え・リフォームするか、用途廃止するかについては、別紙3のとおり、区域内の供給量の目標の設定に基づき、各自治体の判断のもと実施されるべきものであると考えられることから、全国計画としては原案のとおりとさせていただきます。

整理番号	素案の意見関係箇所(項目)	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
33	第2(2) 目標7	「情報の非対称性を解消する」について、「住宅の所有者(売主)」と「活用をしたい者(買主)」との間における情報のミスマッチを表現されていると思うが、一般の方にも伝わりやすくするため、補足的な説明があった方が望ましいのではないか。	「情報の非対称性を解消する」との表現で、住宅に対する情報格差を解消するという意味が伝わると認識しております。当該箇所については、「情報の非対称性を解消する」と「インスペクション」の関係性を明確にする観点から、「情報の非対称性を解消するためのインスペクション」と修正いたしました。 なお、「誰と誰の情報格差を解消させるのか」については、インスペクションが売買における売主・買主に限らず、賃貸における貸主・借主など、幅広い関係者の情報格差を解消するものであると認識しております。
34	第2(2) 目標8	“広域的な”という言葉と、“コンパクトシティの概念”とが相反するような印象を受けるため、「広域的なコンパクト・プラス・ネットワーク」について、「広域的な」を「複数の市町村の連携による」に修正する方が意図が伝わるのではないかと。	現在、全国の都市においては、市町村による立地適正化計画の策定により、着実に各都市でコンパクトなまちづくり施策が進んでいる状況であり、これに加えて「広域的な」観点も踏まえた全体最適の考え方を取り入れた更に質の高いコンパクト・プラス・ネットワークの形成を進めることが重要であるため、「広域的なコンパクト・プラス・ネットワーク」という表現で政策を記載しており、原案のとおりとさせていただきます。本年1月14日に公表された、社会資本整備審議会都市計画基本問題小委員会の中とりまとめでも「広域連携したコンパクト・プラス・ネットワーク」といった記載があり、表現を揃えております。 参考: https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001976917.pdf
35	「住まうモノ」の視点に関する指標	空家等活用促進区域の指定数の目標値がR17には100地域を目標としているが目標値はどのように決定しているか。	令和5(2023)年空家特措法の改正の際に、法改正のKPIとして、施行後5年間で100地域を目指すことを当初目標として設定しました。現状、4地域の設定に留まっている状況等を踏まえ、法改正時と同様のKPIを達成することを成果指標として設定しております。 なお、各指標の設定の考え方や算出根拠については、都道府県計画の策定の参考とすることができるよう、全国計画の閣議決定後、各都道府県宛て情報提供させていただく予定です。
36	「住まうモノ」の視点に関する指標	「住宅ストックの平均の省エネ性能」について、国土交通省の把握推計方法をご教示いただきたい。	指標の設定の考え方や算出根拠については、都道府県計画の策定の参考とすることができるよう、全国計画の閣議決定後、各都道府県宛て情報提供させていただく予定です。
37	「住まうモノ」の視点に関する指標	指標「居住誘導区域内の人口割合が維持向上した地方公共団体の割合」について、数値の算出方法及び考え方をご教示いただきたい。	当該指標は、評価時点において、立地適正化計画が策定より1か年以上経過している都市を対象に、国土交通省が各自治体にアンケートを行い、集計したものです。
38	第2(3) 目標9	被災者の住生活の再建においては、再建相談等、金融上の支援以外の支援を実施している場合もあるため、「金融上の支援」の後に「被災住宅の再建相談等の支援」を追加していただきたい。	御指摘を踏まえ、「金融上の支援や、地方公共団体による自立再建の相談対応や災害公営住宅の整備に向けた財政上・技術上の支援」と修正いたします。
39	第2(3) 目標10	豊かな住生活を実現するため、住まい手の健康データを取得する住宅といった住まいに関する新技術の導入を図る事業者等への支援など、新技術を用いた住まいの普及について示されたい。	目標1・3において「ICTを活用した住宅」について記載しているところであり、原案のとおりとさせていただきます。なお、目標1・3は、見守り機能の観点からの記載となっておりますが、これに限らず、今後もスマートホームをはじめとする新技術を用いた住まいの普及に取り組んでまいります。

整理番号	素案の意見関係箇所(項目)	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
40	第2(3) 目標11	「地域のデータ整備等による地方公共団体の行政実務の効率化」とあるが、データベース等の具体的なイメージがあればご教示いただきたい。	地域に関するデータ整備等については、現在、国土交通省国土技術政策総合研究所のウェブサイトにて公表している市町村計画策定支援データセットや空き家データベースシステム等を念頭に記載しているところです。今後どのようなデータを更に整備すべきか、等については、国と地方公共団体との役割分担も踏まえながら検討を深めていくことが重要であると考えており、各地方公共団体との意見交換を進めつつ、より実務に資する有益なデータ整備を行っていきたいと考えております。
41	「住まいを支えるプレイヤー」の視点に関する指標	空家等管理活用支援法人の数値目標はあるか	空家等管理活用支援法人の指定数としては、令和5年空家特措法の改正時に、5年間で120法人という目標を立てているところですが、長期的にも、その動向を注視するために「住まいを支えるプレイヤー」の視点に関する重要観測指標として「空家等管理活用支援法人の指定市区町村数と指定数」を設定しております。
42	各指標	全国計画を踏まえ、都道府県計画を策定するにあたって参考にするため、数値目標の考え方や根拠を示していただきたい。	各指標の設定の考え方や算出根拠については、都道府県計画の策定の参考とすることができるよう、全国計画の閣議決定後、各都道府県宛て情報提供させていただく予定です。
43	第4	施策を推進するために必要となる法改正や制度改正についても必要性や実施について位置づけられたい。	本計画は、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画であり、具体の法令改正等については、本計画の記載に基づき、個別に検討して参ります。
44	第4(1)	地域の実情に応じたきめ細やかな施策を講じる上で、JHF及びURの協力を得たく、「地域の住生活に係る施策」について、JHF及びURが連携・協力する旨を追記されたい。	御指摘等を踏まえ、第4(1)⑤について、以下のとおり修正いたしました。 ⑤ 住宅確保要配慮者の状況や公営住宅等の公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の状況など、地域によって住生活に関する課題は大きく異なるため、こうした課題にきめ細かく対応するためには、JHFやUR等の関係機関と連携しつつ、地方公共団体が地域の住生活に係る施策を担う主体としての役割を積極的に果たすことが不可欠である。
45	第4(3)	税制や政策金融、財政支援について「必要な措置を講じていくことが必要である」と必要性に留めるのではなく、「必要があるため国が実施していく」という表現とされたい。	御指摘の記載は、現行計画と同様に、税制や政策金融、財政支援の必要性を示すものとして訓示的に記載しているもので、必要な措置については個々の施策において検討・実施されるものと考えており、その扱いは現行計画と本計画案において変わりはないと考えております。このため、原案のとおりとさせていただきます。
46	第4(5)	第4(5)④について、③後段で市町村計画について柔軟な対応が記載されていることと矛盾するように見えるため、「市町村計画の策定をこれまで以上に」を「上記取組を踏まえた柔軟な市町村計画の策定を」に修正されたい。	御指摘を踏まえ、「④ 国は、地方整備局等と都道府県との連携を強化して、③を踏まえた市町村計画の柔軟な策定も含めこれまで以上に促進するとともに…」と修正いたしました。

整理番号	素案の意見関係箇所(項目)	頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
47	別紙1	誘導居住面積水準及び最低居住面積水準を廃止するのであればそのことを明示いただきたい。	誘導居住面積水準・最低居住面積水準について全国計画の別紙として記載しないことについて、本文で記載することはいたしません。面積も含めた住宅の基本的な機能・性能を「別紙1 住宅性能水準」に記載しております。また、現行計画に記載している誘導居住面積水準・最低居住面積水準に関する考え方の詳細については、全国計画の閣議決定後、各都道府県宛てにお送りする技術的助言にて情報提供させていただく予定です。
48	別紙1	今回の計画から、別紙1に誘導居住面積水準(現行計画の別紙3)と最低居住面積水準(現行計画の別紙4)が統合される形で構成されていると思うが、その背景や経緯等について、技術的助言等で周知いただきたい。	新たな全国計画(素案)においては、誘導居住面積水準と最低居住面積水準を記載しないこととし、面積も含めた住宅の基本的な機能・性能を「別紙1 住宅性能水準」に記載することとしております。これは、平均世帯人員の減少、ライフスタイルの多様化、既存住宅の本格的な有効活用などの社会構造や住宅政策の方向性の変化等を踏まえたものですが、誘導居住面積水準・最低居住面積水準の考え方については、全国計画の閣議決定後、各都道府県宛てにお送りする技術的助言にて情報提供させていただく予定です。
49	別紙1	「最低居住面積水準」に関する記載が無くなったことにより、今後、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅、セーフティネット住宅、居住サポート住宅の各面積基準は改定されるのか。	現行の規定においては、各種の住宅の目的に則して必要な最低面積水準を定めており、御指摘の住宅における面積基準については、現時点でお伝えできる内容はありません。なお、現行計画の最低居住面積水準は、あくまで施策推進のための参考として掲げているものであり、政策目的に照らして適正な水準を確保する必要がある場合はこれによらないことができることです。
50	別紙3	公的な支援により居住の安定を確保すべき世帯数、セーフティーネット住宅等及び住宅確保要配慮者の受入している民間賃貸住宅等の状況等について、把握・推計手法について参考に提示願いたい。	別紙3及び既往の推計プログラムを参考にするほか、セーフティネット住宅の実情については、情報提供システム(URL:https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/guest/index.php)もご覧ください。
51	別紙3	公営住宅ストックについて、「老朽化したストックの計画的な建替えや長寿命化に向けた改善」と併せて「ストックの再編整備による将来戸数の適正化」についても明記されたい。	高経年の公営住宅を、建替え・リフォームするか、用途廃止するかについては、別紙3のとおり、区域内の供給量の目標の設定に基づき、各自治体の判断のもと実施されるべきものであると考えられることから、全国計画としては原案のとおりとさせていただきます。
52	別紙3	公営住宅として適切な供給量を確保していくため、住宅セーフティネットとしての公営住宅の役割について示していただきたい。	公営住宅については、目標3において住宅セーフティネットの柱として位置付け、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることとしております。また、別紙3のとおり、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないことを明記しているところ、原案のとおりとさせていただきます。